

令和3年度第3回茨城県消費生活審議会議事録

1 日 時 令和4年2月28日(月) 午後2時から午後3時13分まで

2 場 所 茨城県庁12階 県民生活環境部会議室

3 出席者 消費生活審議会委員

阿久津 正晴、荒木 雅也、稲垣 照美、扇澤 美千子、等々力 節子、
高木 英見、鶴長 義二、藤原 正子、矢口みどり、鷺田 美加、
岩下 由加里、鴨川 隆計、松橋 裕子(途中から出席)
(欠席：中本 義信、稲葉 伸子) 以上13名

県側

県民生活環境部 次長 松浦 浩生
生活文化課 課長 須能 浩信 他4名
環境政策課 副参事 菊地 みち子
消費生活センター センター長 荒井 英明

4 議事の経過及び結果

(1) 議事録署名人の指名

阿久津正晴委員長は、議長として議事を開始するに当たり、鷺田美加委員及び扇澤美千子委員を議事録署名人として指名し、両委員はこれを了承した。

(2) 茨城県消費者基本計画(第4次)及びアクションプランについて

【資料1、参考資料1・2】

<各委員及び事務局等の発言概要>

(委員)

- ・私が役員を務めているNPO法人では、適格消費者団体の立ち上げを目指しているが、差止め請求の事例を見つけることなど、認可を受けるにはなかなか厳しい部分がある。アクションプランの中に適格消費者団体の設立について載せるというのも難しそうで、また、弁護士会の中でも適格消費者団体についていろいろ意見があり、どうすればいいか悩んでいるところがある。

(事務局)

- ・適格消費者団体は、全国で約20か所、関東では茨城だけが団体がないという状況。国では、事業者への指導実績を5件以上とするなど、認可の条件を厳しくしていると聞いている。NPOさんとも情報交換をしているが、今後も状況を見ながら必要な情報を提供するなどしていきたい。

- ・現時点では、計画を出すのは少し早いというところもあるので、今後の進展状況によって随時対応したいと考えている。

(委員)

- ・弁護士会でもいろいろな意見があり、一枚岩となっておらず、申しわけないという気持ちでいる。

(委員)

- ・アクションプランについて分かりやすくまとめられている。プラン中、3 (1)アの「消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握」について、審議会が複数回開催となって継続されるということで、うれしく思う。
- ・いろいろな会議に出ているが、消費生活審議会のように、丁寧に、審議会で出された意見をまとめ、対応いただけるという体験がないので、委員としても役に立っているという実感が持てる。また、会議の開催により、よい方向に向かう流れが作れていることが見える化されており、素晴らしいと思う。
- ・配布されたフードロス削減のチラシについて、県内で14社、全国では2千社ほど登録があるということだが、現在の状況や取組の効果を分かる範囲で教えてほしい。

(事務局)

- ・「CoCooking」という会社は、約15の県や市と連携協定を結んでおり、茨城県でも登録者の増に向け意見交換などを実施しているほか、「KURADASHI」(クラダシ)とは一緒に講演会を開催して事業者向けの周知を図るなどしている。
- ・ツイッターなどでPRしても、初めて知った、との声を聞くので、他県の例なども参考に、周知に取組んでいきたい。

(委員)

- ・フードロス削減については、私どももフードバンクや子ども食堂を展開しており、また、県内でも様々な事業者が、最近ではコンビニでも回収ボックスなどを置いて対応している。こうした既存の流れと新たな取組の関連性や連携はどうなっているのか。

(事務局)

- ・多くの事業者が連携することでフードロス削減が効率的に進むというところもあるので、既存の取組は尊重しつつ、連携をしながら全県的に取り組んでいければと思う。目標はフードロス削減なので、連携して進めていきたい。

(委員)

- ・茨城として、全体像としてどういうまとめ方をしていくのか、後日でいいのでビジョンを示してほしい。県の方向性が分かれば、我々もそれに向かって、自分たちでできることを進めていこうという話になってくるので、お願いしたい。

(事務局)

- ・資源循環推進課でも、ごみ対策の観点から食品ロス削減に取り組んでいる。食の問

題は担当課が庁内でも多くあるので、関係課と、関係事業者を集めた会議なども開催し、情報共有を図っている。情報共有ができていないのは一部の事業者でしかないかもしれないが、まずは相互に情報共有をしながら進めていきたい。

(委員)

- ・エシカル消費について、考え方は立派だと思うが、コロナ禍で不況が続く中、「もったいない」ばかりを強調するのも、不況にドライブをかけてしまうという感じもする。フードロス削減のチラシのように、事業者も生産者も消費者も win-win の関係になるのは素晴らしいと思うが、将来的に、例えば削減量を数値目標にするなどすると、つらい思いをする人も出るのかなという感じがする。エシカル消費に関する危険性の部分については、どうお考えか。

(事務局)

- ・エシカル消費については 2015 年以降、取組が広がりつつある。県でも予算をとって進めていく。現在は消費者向けの取組だが、今後は事業者にも取組を共有し、事業者は人や社会、環境に配慮した商品を提供し、消費者はそうした商品を選択する、という相互の意識を醸成しながらエシカル消費を推進していきたいと考えている。

(3) 令和4年度の主な事業について【資料2】

<各委員及び事務局等の発言概要>

(委員)

- ・重点課題の二つ目、若年層への消費者教育に係る講座の具体的なイメージはどのようなものか。

(事務局)

- ・大学での実施について、今年度は茨城大学で1年生を対象に、成年年齢引下げを踏まえた講座を10月、12月に実施した。きっかけは、協同組合ネットいばらきから講座の依頼をいただいたことによる。
- ・来年度は、茨城キリスト教大学でも、若い学生に成年年齢引下げに伴う注意事項などを話していこうということで、今相談している。今後、こういった形で取組を広めていきたい。

(委員)

- ・茨城大学での参加人数はどれくらいか。何か講義の中で行ったのか。

(事務局)

- ・2回で約70人。

(委員)

- ・協同組合のほうで寄付講座を行っており、その講義の一つとしてお願いした。

(委員)

- ・高校でも授業の一環などで進めてもらえるとありがたい。

(事務局)

- ・庁内の学校関係の担当課でも、文科省から成年年齢引下げについての情報がきているので、連携しながらいろいろな取組をしていくとよいのかと思う。来年度も、教員向けの講座も行う予定なので、そうしたところも教育部門と連携して進めていく。

(委員)

- ・茨城キリスト教大学では、来年度、1年生のクラスで話してもらおうという計画が進んでいる。まずは担当するクラスで話してもらい、それが学校全体に広がっていったらと考えている。教育の場で、全ての人が聞いて、みんなが自分事として受け取っていく、そういう人が一人でも増えていくのが大事だと思っている。そうすることで、学生から家庭、家庭から地域へと広がっていく。

(委員)

- ・講座を実施するだけでなく、学生が内容をどれくらい理解したのか、どういう話が一番聞きたいのか、などを把握するためにも、講座の効果をぜひ数値化していただきたい。

(事務局)

- ・教育担当課とも連携し、例えば特定の学校にアンケートをとるとか、そういった形で状況の把握を考えていきたい。

(委員)

- ・教員向け講座というのは、小中学校の教員も対象なのか。

(事務局)

- ・主に高校教員を対象としている。まずは18歳という年齢が迫っている世代に向けてやっていきたい。小学校、中学校でも学習指導要領の中で消費者教育が盛り込まれているので、そうした動きをみながら進めていきたい。

(委員)

- ・私も講義の経験があるが、高校生に消費者問題について教えるのは難しい。内容を講演担当者に任せるよりも、ある程度県のほうに教科書や教材を用意してもらい、これだけは教えてほしいとか、マニュアル的なものを出してもらったほうが効果は上がる感じがする。

(委員)

- ・中学校、高校の教科書には消費者教育について幅広く書かれているが、授業の時間として多くとれないので、駆け足で終わらせてしまうところもある。ただ、教科書には本当にいろいろなことが書いてある(教科書回覧)。

(委員)

- ・大学生くらいの人が、部活感覚というか、同じ仲間で「こういうことで儲かる」といった話をしていて、それで人を誘って被害を与えてしまう、ということが結構ある。消費者問題についてきちんと教えていかないと、被害者だけでなく加害者にもなってしまうということがたくさんあるので、そうしたところも含めて教育が進んでいけばいいと思うので、お願いしたい。

(委員)

- ・私の勤務する団体でも、今は活字に加え、動画で情報を提供しており、反応もそれなりにある。今の人は、情報収集媒体のメインをそちらに置いているところがあるので、活字は活字で残しておきながら、ポイントのところだけは面白く映像化するとか、そうすると結構興味を示してもらえるのではと感じる。

(事務局)

- ・高校では、消費者教育教材「社会への扉」が、県立高の全てと、私立高校等でもかなりの学校で使われており、そうしたものを活用しながら消費者教育に取り組んでいる。それから、消費生活センターでも出前講座で、学校から要望をいただいて消費者教育講師を派遣している。こうした手持ちの手段も PR しながら、取組を進めていきたい。

(事務局)

- ・「くらしのセミナー」は、小中学校から申込みが多いが、高校からもあり、「若者を狙う悪質商法と対処法」といったタイトルで話をしている。センターにいる消費者教育啓発員や、家庭科教員 OB などに登録いただいている消費者教育講師に出向いてもらっている。また、企業からも、社会人になりたての人への研修などに、お声がけをいただき、消費者トラブルの防止等についての話をしている。

(議事終了)